

令和6年4月30日開催

石狩市教育委員会会議（4月定例会）資料

<議案>

議案第1号 石狩市立学校管理規則の一部改正について・・・P1～P5

<報告事項>

① 令和6年度石狩市教育委員会の点検・評価の実施について（令和5年度実施分）
・・・P6～P7

② 石狩市学校運営協議会委員の解任について・・・P8

③ 石狩市奨学審議委員会委員の解嘱について・・・P9

④ 暑さ対策について・・・P10

<その他>

① 教職員の時間外勤務について・・・P11～P13

② 花川南小学校通級指導教室開設について・・・P14～P16

石 狩 市 教 育 委 員 会

号)に規定する様式によってしなければならない。

4 現に子育て部分休暇の承認を受けている職員が次に掲げる場合に該当したときは、遅滞なく、子育て部分休暇養育状況変更届（別記第13号様式の4の3）により、第2項に定める承認権者に養育状況の変更を届け出なければならない。

(1) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合

(2) 子育て部分休暇に係る子が職員の子弟でなくなった場合

(3) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

5 （改正前第4項と同じ。）

4 所属職員の組合休暇の承認は、校長が行う。

別記第13号様式の2（第31条関係）

子育て部分休暇承認請求書		年 月 日
様		
勤務学校 職 氏 名 名		
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求期間及び時間	障がいの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	期 間	時 間
	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	午前 時 分～ 午後 時 分～
3 備 考		

- 注1 この請求書には、請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄を証明する書類（戸籍抄本等）を添付すること（写しても可）。
- 2 請求に係る子が12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合は、当該子が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であることを証明する書類（障害者手帳の写し等）を添付すること。
- 3 該当する□にはレ印を記入すること。

別記第13号様式の2 (第31条関係) 略

別記第13号様式の2の2 (第31条関係) 略

別記第13号様式の4の2 (第31条関係) 略

別記第13号様式の2の2 (第31条関係) 略

別記第13号様式の2の3 (第31条関係) 略

別記第13号様式の4の2 (第31条関係) 略

別記第13号様式の4の3 (第31条関係)

子育て部分休暇養育状況変更届	
様	年 月 日
	勤務学校 職 名 氏 名
次のとおり子育て部分休暇に係る子の養育の状況について変更が生じたので、届け出ます。	
1 承認を受けた子育て部分休暇の期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 届出の事由	<input type="checkbox"/> 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった <input type="checkbox"/> 同居しなくなった <input type="checkbox"/> 負傷・疾病 <input type="checkbox"/> 託児できるようになった <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 子育て部分休暇に係る子が死亡した <input type="checkbox"/> その他 ()
3 届出の事由が発生した(する)日	年 月 日

注 該当する□にはし印を記入すること。

備考 改正部分は、下線の部分（様式の下に下線がある場合は、当該様式全部）である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

3 外部評価委員の意見等に対する施策等の方向性について

外部評価委員からの意見等に対しての今後の施策等の方向性については、過去のものを含め全て事務局内部ヒアリング等で毎年度確認し、今後に活かすとともに、施策等の方向性が明確かつ具体的なものについては、点検評価報告書に記載する。

4 事務スケジュール（案）

月 区分		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		教育委員会の点検・評価	教育委員会の活動	▶教育委員会会議の開催状況・審議事項等の整理		▽教育委員会会議に中間報告(協議)	▼外部評価委員会日程調整 ▼教育委員意見の回答整理	▽教育委員会会議に修正案提出(協議)	▼外部評価委員会の開催	▽教育委員会会議において決定	◎点検・評価結果公表	▶市ホームページで公表 ▶市議会に報告 ▶外部評価委員へ報告	
施策事業等	▶施策事業等点検評価作業												

※例年のスケジュールをもとに作成していますが、変更となる可能性があります。

区分	学校種別	時間外在校等時間（超過時間）別人数				全職員平均
		45時間以下	46～79時間	80～99時間	100時間以上	
R 5年10月分	小学校 (10校)	180名 76.6%	48名 20.4%	6名 2.6%	1名 0.4%	33.7時間
	55名 (23.4%)					
	中学校 (7校)	73名 50.3%	63名 43.5%	6名 4.1%	3名 2.1%	45.0時間
	72名 (49.7%)					
R 5年11月分	小学校 (10校)	204名 87.2%	26名 11.1%	3名 1.3%	1名 0.4%	27.9時間
	30名 (12.8%)					
	中学校 (7校)	100名 68.5%	44名 30.1%	2名 1.4%	0名 0.0%	35.9時間
	46名 (31.5%)					
R 5年12月分	小学校 (10校)	214名 91.1%	20名 8.5%	1名 0.4%	0名 0.0%	23.7時間
	21名 (8.9%)					
	中学校 (7校)	111名 76.6%	32名 22.1%	2名 1.3%	0名 0.0%	31.0時間
	34名 (23.4%)					
R 6年1月分	小学校 (10校)	227名 97.0%	6名 2.6%	1名 0.4%	0名 0.0%	17.2時間
	7名 (3%)					
	中学校 (7校)	125名 86.8%	18名 12.5%	1名 0.7%	0名 0.0%	26.8時間
	19名 (13.2%)					
R 6年2月分	小学校 (10校)	202名 86.3%	27名 11.6%	4名 1.7%	1名 0.4%	28.8時間
	32名 (13.7%)					
	中学校 (7校)	90名 62.5%	49名 34.0%	4名 2.8%	1名 0.7%	37.0時間
	54名 (37.5%)					
R 6年3月分	小学校 (10校)	197名 83.8%	35名 14.9%	2名 0.9%	1名 0.4%	28.6時間
	38名 (16.2%)					
	中学校 (7校)	100名 69.4%	42名 29.2%	2名 1.4%	0名 0.0%	35.1時間
	44名 (30.6%)					

※小学校は義務教育学校の前期課程を、中学校は同後期課程を含む。

※教育職員のほか事務職員も含む。

<参考>

○年度別時間外在校等時間平均

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校平均	31時間14分	30時間36分	31時間51分	29時間04分
中学校平均	36時間19分	37時間58分	40時間16分	38時間02分
全体平均	33時間16分	33時間30分	34時間29分	32時間29分

○「月45時間超」の人数の割合 (単位：%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	22.1	20.6	21.2	16.7
中学校	31.6	35.8	38.8	35.6
全体	25.9	26.6	28.0	23.9

石狩市 まなびの通級指導教室

石狩市教育委員会

「まなびの通級指導教室」ってなに？



- ◇国が定めた制度に基づくのが「まなびの通級指導教室」です。
- ◇通常学級に在籍をしながら、必要な時間だけ通って指導を受けることができます。
- ◇通級に行くことで、遅刻・早退などの扱いにはなりません
- ◇石狩市内の小学校であれば、通うことができます。

（現在、花川小学校「ひだまり教室」と南線小学校「チャレンジルーム」が開設されています。）

- ◇公教育のため無償です。

「こんなことで困っていませんか？」

自分の気持ちを表現するのが難しい

友達とコミュニケーションがうまくいかない



注意集中が難しい

文字の読み書きが難しい

感情や行動のコントロールが難しい

図形を見ることや数の概念が苦手

いつ、どこでやるの？

- ◇週に1回程度通います。
- ◇指導時間や回数は、それぞれの子どもの実態に応じて異なります。
- ◇指導者と1対1で行う「日中の指導」と、グループで活動する「放課後の指導」があります。
- ◇保護者の送迎が必要となります。（他校に通級する場合）

お知らせ：次年度、花川南小学校「まなびの通級指導教室」が開設予定

- ◇令和7年度開設予定「まなびの通級指導教室」は、在籍の児童に限ります。
- ◇現在、花川小学校「ひだまり教室」へ通級している児童は、花川南小学校で通級することができます。
- ◇詳しくは表面、花川南小学校「まなびの通級指導教室開設について」をご覧ください。

花川南小学校「通級指導教室」開設に向けて

通級指導教室における教員加配については、対象児童が13名以上の学校となっていることから、下記の手順において見込み人数を算出する。

花川南小の児童が花川小で通級指導を受けている児童に対する確認

花川南小において、通級指導を受ける希望や意思のある児童の確認



6月（教委・花川小）

5月（教委）

花川南小に通級指導教室が開設される計画があり、その内容は、現在の指導を引継ぎ、ニーズに沿った指導を行う等の説明を行い、開設された場合に移行するかどうかの意思確認を行う。

通級指導教室について（目的・対象児童・指導内容・開設準備を進めている等）の案内を保護者に配布し、相談や希望がある場合は、担任や特別支援教育CO等に相談して欲しい旨のアナウンスをする。

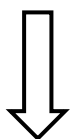


8月（教委・花川小）

6月～（花川南小）

花川南小の通級指導教室への移行希望人数の集約、確定。

継続して教育相談を行っている児童、担任や保護者が通級指導が必要と感じている児童について、保護者と教育相談を行う際に通級指導のお勧めや意思表示の確認。



9月（花川南小）

通級指導教室への希望人数を集約、確定



9月 花川南小通級指導教室での指導を受ける見込みの児童数確定



10月 花川南小通級指導教室の教員加配申請